

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成21年2月18日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人福島クリニック	中京区東洞院通二条上る壺屋町 524番地 コンフォール御所南101号	平成21年1月1日
医療法人社団真医会 四 条ふや町中村眼科	下京区四条通麩屋町西入立売東町 24番地 みのや四条ビル2階	平成21年1月5日
岡村医院	左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町38番地	平成21年1月1日
医療法人林クリニック	西京区大原野上里鳥見町14番地 の8	平成21年1月1日
医療法人社団康和会 高 須町塚診療所	山科区竹鼻竹ノ街道町29番地の 2	平成21年1月1日
向島デンタルクリニック 大景医院	伏見区向島丸町36番地の17	平成21年1月1日
西川歯科医院	伏見区深草池ノ内町10番地の 17	平成21年1月1日

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションケ アネットすばる	伏見区深草池ノ内町12番地の1 ハイツ青風3-I号室	平成20年10月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)